



ト
ッ
ブ
コ
ラ
ム

86



伊藤 哲夫

机上のマニュアルよりまず現場へ

我が国は、原子力の平和利用を大前提に、エネルギー資源としての原子力利用、医療（診断、治療）、産業、農業などの放射線利用を積極的に推進している。

唯一被ばく国である我が国は、原子力平和利用における安全確保について国民の目は極めて厳しい。原子力・放射線に携わる者は、国民の安心を獲得するため、「絶対」の安全確保が要求されている。

しかし、安全は、神が与えてくれるものではないので、絶対はあり得ない。故に、我々は日々「人間は注意しても過ちを犯しやすいもの」という認識に立ち、安全への最大の努力を怠ってはならないのである。

ゆえに、施設で働く人たちは自らその施設に応じた高い安全意識を持つことが大切である。安全に対する意識の度合いは、能力、性格、探求心、忠誠心、沈着冷静な判断力など多様な要素に支配されるが、これらの要素は、学習、訓練、教育、対話、労務管理、信頼関係等の向上により、人が犯す危険を回避し、安全性を高めることができる。我々は、安全確保の努力を永遠にしなければならず、いくらしてもやり過ぎることはない。

でも、そこには、予算、労働力、能力、経験、施設の規模など様々な面で、おのずから限界がある。しかし、安全は決してお金がかかるものではないし、お金をかけたから安全が増すというものではない。

本学では、以下の考え方を理解し、常に念頭において行動すれば、いざと言うときの確かな対応が期待できるものと考え、お金のかからない安全教育を取り入れている。

1. 安全には絶対がない。
2. 常に緊張し、安全に対し努力する。
3. 科学や技術は人を補佐するものであり、科学や技術の

発展だけで安全は達成できるものではなく、扱う人により危険にも安全にもなる。しかし、安全に対する重要な判断は最終的に人が判断する。

4. 慣れと自信過剰から、事故は起こる。
5. トラブルや事故には、事前に何らかの兆候がある。
6. 安全は、いざという時に早く確実に対処できるかである。故に、その物の性格を良く知り、愛着を持ち、常に全体を見渡していることが大切である。
7. 以上を心がければ、万一事故が起こっても、最小限にくい止めることができる。

人間は過ちを起こしやすい存在であり、機械よりもはるかに信頼性の低いシステム構成要素であることを自覚し、様々な角度から、過ちを起こさぬよう各事業所にあった安全文化を構築し、一人一人が高い安全意識を持ち、日々業務に従事することが大切である。

1. 何かが起こったら、一番悪い方に行くと思え。悪いことは重なって起こる。
2. 世の中、起こってほしくないときほどよくトラブルや事故が起こるものだ。肝心な時、安全装置や保護回路が働かなくなることがよくある。
3. 説明書を読まないで操作できないような安全施設・装置は、緊急の場合役に立たない。説明書なしでも自然に正しい操作ができる構造、設計が望ましい。
4. どんな安全装置でも最後の大切な操作や確認は、人間が判断して行うこととなる。
5. 安全を勝ち取る戦いは、勝てないし、引き分けも、棄権もできない。安全を確保し続けるためには、永久に努力を続けることが必要である。

世の中には、いじわるな神様がいて、いつも事故を起こそうとしている。それに勝とうとするには、机上のマニュアル作りより、現場に出て常にまじめに安全確保の努力をしなければならない。もし万一何かが起きた場合、たとえ所員や従業員に多少の危険が生じて、一般公衆の安全確保と被害拡大防止を最優先して行わなければならないと考える（警察官や消防署員に類似する）。

いとう てつお（近畿大学原子力研究所 教授・所長）

プロフィール 1948年石川県松任市の生まれ。1973年近畿大学理工学部原子炉工学科卒業。同年近畿大学原子力研究所助手、1987年同講師、1993年京都大学博士（農学）、1994年同助教授、2002年同教授・原子力研究所副所長、2004年大阪大学医学部非常勤講師、2005年近畿大学高度先端総合医療センター（PET部門）教授兼務、2006年原子力研究所長現在に至る。専門は放射線生物学、原子力安全学。近畿大学発ベンチャー（株）ア・アトムテックノル近大代表取締役。

健康診断 その2 記録の管理・事故

藤田保健衛生大学 医療科学部 放射線学科 教授 鈴木 昇一

1)健康診断の記録の管理

健康診断の記録の管理については、そのつど、記録の写しを交付するとともに、その記録を保存することとなっています。電磁的保存も認められています。

電離則では、「電離放射線健康診断個人票を作成し30年間保存、ただし、5年間保存した後、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。」とされています。

人事院則では、「永久保存」となっています。そこには、「但し書き」はありません。障防法では、「記録を保存する。ただし、従事者でなくなった場合、または、記録を5年間保存した後においてこれを文部科学大臣が指定する機関に引き渡すときには、この限りでない。」と、電離則と内容は異なりますが、各事業所での保存を最低5年としています。

結果の記録については、電離則では、個人票に記載するようになっています。個人票の具体的な項目は、様式第1号(第57条関係)に記載されています。障防法では、文章として「健康診断のつど、実施年月日、対象者の氏名、健康診断を行った医師名、健康診断の結果、健康診断の結果に基づいて講じた措置を記録し、対象者に配布する。」と記載されています。

医師からの意見聴取について、電離則では健康診断の日から3ヶ月以内に行い、その意見を個人票に記載することとなっています。結果は、遅滞なく労働者に通知するとともに、所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。事業者には、放射線障害が発生した場合、従事者の被ばく低減を図り、健康保持のために必要な措置を講じています。

2)事故などによる緊急時の健康診断

基本的にどの法令の適用下であっても事故などにより被ばく、あるいは被ばくを受けた恐れがあるときは緊急時として速やかに健康診断を実施しなければなりません。緊急時における健康診断の実施項目について、原則として問診、および全ての検査又は検診項目を行う必要があ

ります。この健康診断は、今までの健康診断の結果と比較することで健康状態の確認や事故による評価、その後の措置等を判断する上で重要となります。

放射線事故

具体的な放射線事故事例について障防法以外では、明記されていません。障防法では、次のようになっています。「放射性同位元素を誤って吸入摂取し、または経口摂取したとき、放射性同位元素により表面汚染密度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去できないとき、放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、または汚染されたおそれのあるとき、実効線量限度または等価線量限度を超えて被ばくし、またはそのおそれのあるとき。」とされています。

緊急時の措置

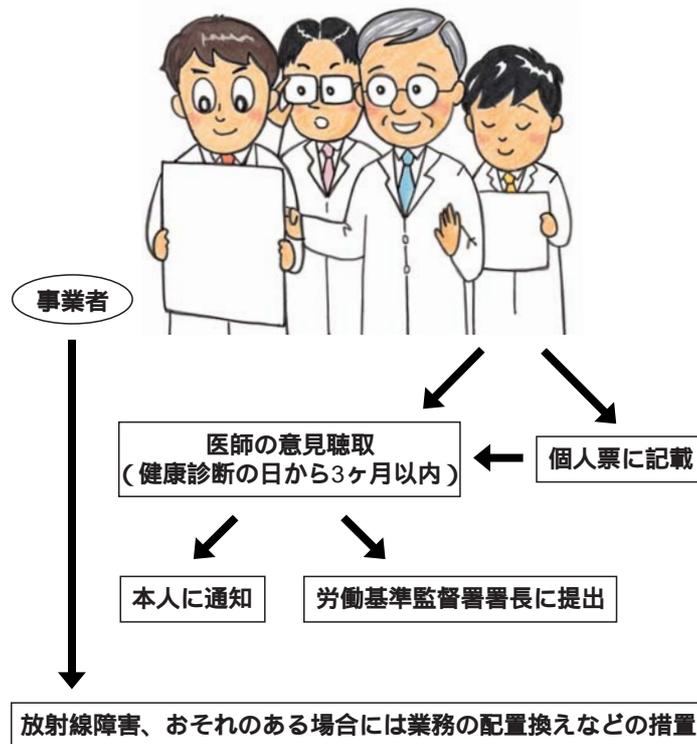
電離則では、「事業者は、事故が発生したときは、その事故によって受ける実効線量が15mSvを超えるおそれのある区域から、直ちに、労働者を退避させなければならない。」とされています。その際、事業者は、それらの区域を標識によって明示し、労働者をその区域に立ち入らせないような措置をとらなければなりません。さらに、事業者は、「速やかに、その旨を当該事業場の管轄労働基準監督署長に報告し、該当する労働者に、速やかに、

医師の診察又は処置を受けさせなければならない。」とされています。これらの事項は記録し、5年間保存しなければなりません。

3)まとめ

健康診断の記録の管理は、他の線量管理などと同じで、厳しい法令に合致させる必要があります。記載項目については、電離則では見本がありますが、障防法には、項目のみで見本がありません。また、医療では放射線事故で重篤な障害を従事者が直接被ることはほとんどありません。しかし、医療以外の場で放射線障害が発生し、その人達が医療現場に搬送されることを想定し、従事者の安全対策も検討しておく必要があると思います。

健康診断の結果(電離則)



お願い

カスタマーサービスより

“追加・取消等”申請は必ず日付のご記入を!

お客様よりバッジ着用者の追加や取消のご連絡の際、バッジ測定依頼書兼登録変更依頼書にご記入いただいておりますが、「着用開始日」「着用取消日又は変更日」の欄に日付が記入されていないことがございます。

ご記入がない場合、何月分からのバッジを追加あるいは取消または変更すれば良いのか判断が付きません。**欄には必ず着用開始日・終了日・変更日をご記入ください。**

なお、着用期間の開始・終了・変更日は以

下の通りとなります。

	1ヶ月着用	半月着用
着用開始日	1日	1日または15日
着用終了日	月末	14日または月末
着用変更日	1日	1日または15日

登録上、着用期間途中の日付での追加・取消・変更はできませんのでご注意ください。

上記日付に合わせてご記入くださいますようお願い申し上げます。

退任のあいさつ



石山 智
(前代表取締役 専務)

二十世紀最後の年から満8年、皆様方のご支援により何とか職責を果たしてきた、と一人合点の末、期満ちて退任となりました。畑違いの広報紙は、技術屋渡世の終局近くの得がたい経験、全くの僥倖でした。会社の顔の広報紙に、ゆとりと遊びを織り込もうと、楽しい紙面作りに努めたつもりですが、ただ、その評価はお客様の専決事項であります。

ふりかえると我がサラリーマン人生の座右の銘は、中学入学直後に邂逅した漱石の草枕野郎の一節でした。曰く、「山路を登りながらこう考えた。智に働けば角が立つ。情に棹させば流さ

れる。意地を通せば窮屈だ。とかく人の世は住みにくい。住みにくさが高じると安いところへ引き越したくなる。どこへ越しても住みにくいと悟った時、詩が生まれて、画ができる。」と。以来50年、しきりに窮屈がりつつも、我利私欲の羈絆を掃蕩した幸福などまさに夢のまた夢、さりとして一句の詩も一幅の画もついにものすることはできませんでした。

かくなる上はと還暦を目前にして一念発起、林住りに備えてサンスクリット語なるジューグムジューグムをやり始めました。それが高じて、日々剥落する脳細胞と格闘した挙句に、職業人生の卒業 commencementとともに再度学生期を開始する commence ことと相成りました。桜散る頃、某大学インド哲学科のお邪魔虫になる予定です。

以上、唯我独尊の言辞を吐き散らした末ながら、皆様方の輝く未来を祈念し、未永い長瀬ランダウアへのご愛顧もお願いし、老兵は消え去ることといたします。

編集後記



今月は近畿大学の伊藤先生に原子力の「安全」について意見をいただきました。

この「安全」と言う言葉は簡単なようで、理解しづらい言葉です。昨今では「安全です」と言われても直ぐには信じないような傾向になっているのではないのでしょうか。「この資産運用は安全」とかの案内があったりすると、性悪説になって「本

当かな？」と疑り深くなったりします。1980年台は「土地の値は必ず上がる」との安全神話がありましたが、今では誰もが信じないようになっています。米国のサブプライム問題もしかり、安全と言う言葉に裏切られてきています。原子力関係は日々、安全を高める努力をされています。この努力が真の安全につながることを願います。

(的場 洋明)

長瀬ランダウア(株)ホームページ・Eメール

<http://www.nagase-landauer.co.jp>
e-mail: mail@nagase-landauer.co.jp

当社へのお問い合わせ、ご連絡は

東京 Tel.03-3666-4300 Fax.03-3662-6096

大阪 Tel.06-6535-2675 Fax.06-6541-0931

NLだより No.374
平成21年 2月号
毎月1日発行 発行部数：32,000部

発行 長瀬ランダウア株式会社
〒103-8487
東京都中央区日本橋久松町11番6号
発行人 中井 光正